

序 章

はじめに

1. 計画改定の背景と目的
2. 景観計画の位置づけ
3. 景観形成の意義
4. 熊本市の景観特性

1. 計画改定の背景と目的

(1) 背景

本市は、加藤清正が築いた熊本城を中心に城下町として発展してきました。一方で、遠くには阿蘇の山並み、近くには立田山の緑や白川の流れなど、昔から変わらない自然景観に恵まれています。

本市の景観に関する施策は、昭和 63 年（1988 年）の熊本市都市景観基本計画策定に始まり、その後平成元年（1989 年）に「熊本市都市景観条例」を制定し、際立つ景観阻害要素の出現をおさえ、良好な景観の形成に努めてきました。

そして、平成 17 年（2005 年）6 月の景観法全面施行に伴い、平成 22 年（2010 年）には、熊本の美しい景観の形成をより一層推進するため、景観法に基づく「熊本市景観計画」を施行しました。

熊本市景観計画施行以降、特定の地区の重点的な景観形成、歴史的建造物の保全、緑化の推進、屋外広告物の規制など、市民や事業者の協力を得ながら、景観の取組を盛んに行なってきました。その間に熊本地震の発生、熊本駅周辺整備や桜町・花畑地区再開発等の完成、各民間事業による建物更新で都市景観は変化しています。また、「熊本市立地適正化計画」、「熊本市緑の基本計画」等の関連計画や、「熊本市光のマスタープラン」、「熊本市公共サインガイドライン」等の景観施策も進捗しています。

国内においては、人口減少の加速、甚大な自然災害の多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした「新しい生活様式」の浸透、経済や社会活動のデジタル化など、社会状況や人々がまちに求めるものは変化しています。こうした中で、SDGs の達成も念頭に置き、住み続けられるまちづくりを目指すためには、地域の魅力や個性が不可欠です。地域の中で育まれてきた景色や風景を「守り・育て・創る」取組は、ますます重要になってきています。

また、景観計画を運用するなかで、際立つ景観阻害要素の発生をおさえ、一定の成果を上げる一方で、持続可能な都市の実現に向けた魅力の創造へ景観施策を進化させていくことも必要です。

このような背景から、景観計画を取り巻く課題や各種施策の進捗状況の評価、市民や熊本市景観審議会などの意見を踏まえて、熊本城の眺望など、これまで先人が守り育ててきた景観を未来に引き継ぎながら、良好な都市景観を創り育むため、景観計画の改定を行うこととしました。

(2) 目的

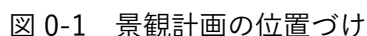
熊本市景観計画は、本市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、熊本らしい景観の形成を推進するための基本的な方針及び景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし、地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

表 0-1 景観施策の経過

年度	法・条例	計画策定等
昭和 62 年 (1987 年)		●熊本市都市景観基本計画策定
平成元年 (1989 年)	■熊本市都市景観条例 制定 (H3.4/1 施行)	・熊本市都市景観審議会設置
平成 3 年 (1991 年)		・大規模行為届出制度開始
平成 7 年 (1995 年)	■熊本市屋外広告物条例 制定 (H8.4/1 施行)	
平成 8 年 (1996 年)		・熊本市屋外広告物審議会設置
平成 9 年 (1997 年)		・特定施設届出地区制度開始
平成 15 年 (2003 年)	■熊本市景観審議会条例 制定 (H15.10/31 施行)	・熊本市景観審議会設置 (※熊本市都市景観審議会・屋外広告物審議会が一本化)
平成 16 年 (2004 年)	■景観法制定 (H17.6/1 全面施行)	
平成 19 年 (2007 年)		●熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド策定
平成 21 年 (2009 年)	■熊本市都市景観条例全部改正 →熊本市景観条例 制定 (H22.1/ 1 施行)	●熊本市景観計画策定 (H22.1/ 1 施行)
平成 23 年 (2011 年)		●新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン策定
平成 26 年 (2014 年)		●桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画策定 ●川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン策定
令和 2 年 (2020 年)		●熊本市歴史的風致維持向上計画策定 ●熊本市公共サインガイドライン策定 ●熊本市光のマスタープラン策定 ・まちなか再生プロジェクト開始 ・公共空間のデザイン調整システム開始
令和 3 年 (2021 年)		●熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン策定 ・夜間景観実証実験開始
令和 4 年 (2022 年)		●熊本市屋外広告物ガイドライン策定 ・太陽光発電施設を大規模行為届出対象に追加

はじめに

本計画は、上位計画である熊本市第8次総合計画及び第2次熊本市都市マスタープランに即するとともに、その他の関連計画等と連携・整合を図ります。



3. 景観形成の意義

景観を構成する要素は、山、川、台地等の自然や建物、道路、公園等の人工物など目に見えるものだけでなく、まちの文化的・歴史的雰囲気など私たちが感じる都市の印象まで含めた幅広いものです。

つまり、景観とは私たちを取り巻く環境そのものであり、その都市の個性や市民の文化を端的に表すものといえます。

良好な都市の景観は、自然等の上に、永年にわたる人々の営みが徐々に積み重ねられ、形成された市民の共同作品であり、市民共有の財産ということができます。

良好な景観形成のためには、それぞれの地域で積み重ねられてきた暮らしや景観資源など地域固有の特性を活かして、地域色豊かな景観となるように「守り」「育て」「創る」ことが重要であり、こうした景観形成の取組は、快適な住環境をつくり、都市の個性と文化を創出するとともに、地域に対する誇りと愛着をはぐくむことにつながります。

また、良好な景観形成による本市の魅力向上により、観光や交流を促進することが期待され、地域活動や経済活動の活性化を導く力となっていきます。



① 郷土への愛着や誇りの醸成

本市の自然や歴史・文化、地域住民の営みにはぐくまれてきた原風景と言える景観は、地域にとって非常に大切なものです。これらの景観を保全する取組、また、地域の人々が連携した活動で形成された良好な景観、あるいは良好な景観形成の活動そのものは、郷土への愛着や誇りの醸成につながることが期待できるとともに、移住や定住の促進にもつながることが期待できます。

② 地域の魅力・個性の創出

各地域で見られる山々の景観や樹木、草花、河川、水辺等の自然景観資源、熊本城や城下町のまち並み、川尻等の歴史・文化的な景観資源、あるいはこれらを眺める眺望等は、地域の特徴的な景観であり、これらの景観を守り、育てることは、地域の魅力や個性の創出に繋がります。

③ 観光や交流の活性化

本市の良好な景観を守り、育て、創ることにより、本市の魅力を高める取組は、市民のみならず国内や海外の人々を広く魅了し、多くの観光客を招くことにつながるとともに、多様な交流を生み出すきっかけとなります。さらに、観光や交流の活性化は、地域経済の活性化につながることも期待できます。

④ 「生活環境」の快適性の向上

我が国でも、社会の発展や成熟に伴う価値観の多様化により、生活環境に対するニーズが高まっています。身近な緑や水辺、美しいまち並みや歴史的な景観といった、良好な景観形成は私たちの生活にゆとりやうるおいをもたらすとともに、治安の向上等、安全で快適な環境の創造にもつながります。

⑤ 地域交流の活性化

地域住民が主体となり良好な景観を創出することで、地域の魅力を実感し、景観形成によるまちづくりへの興味や関心を高め、継続的な活動へとつながることが期待できます。また、地域の人々が連携・協力した活動の推進は、地域交流の活性化や持続的な地域コミュニティの形成にもつながることが期待できます。

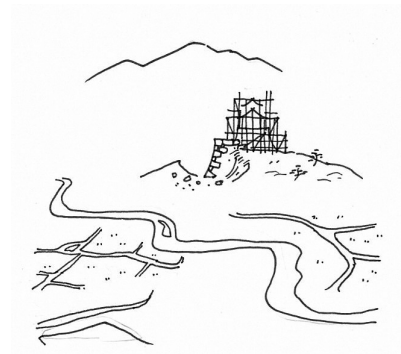
4. 熊本市の景観特性

(1) 景観の成り立ち

約400年前

～まちの中心ができました～

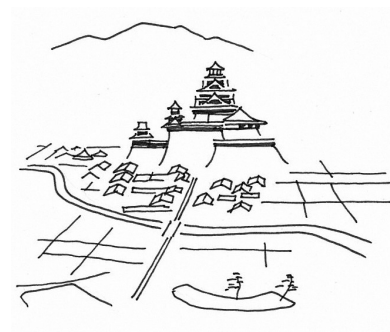
- ・熊本城の築城による高さの規範の出現
- ・勇壮な石垣群のある茶臼山を中心とした景観の出現
- ・江津塘の築造による大きな水平線の出現



約300年前

～まちが広がりました～

- ・城下町の建造によるまちなみ線の出現
- ・水前寺成趣園の築造による湧水池を取り囲む樹形線の出現



約100年前

～まちの軸ができました～

- ・市電軌道の敷設による景観軸の出現
- ・市電軌道沿いの市街地形成による沿道のまち並み線の出現



近年～現在

～まちが面的に拡がり、
そして空に向かって伸びてきました～

- ・天守閣再建や本丸御殿復元による視対象の出現
- ・高度経済成長による都市化の急速な発展による市街地の拡大
- ・車社会の進展による新たな道路整備と都市機能の郊外移転
- ・高層建築物の出現
- ・車の高速度化に合わせた大型屋外広告物の出現



(2) 熊本市の都市構造

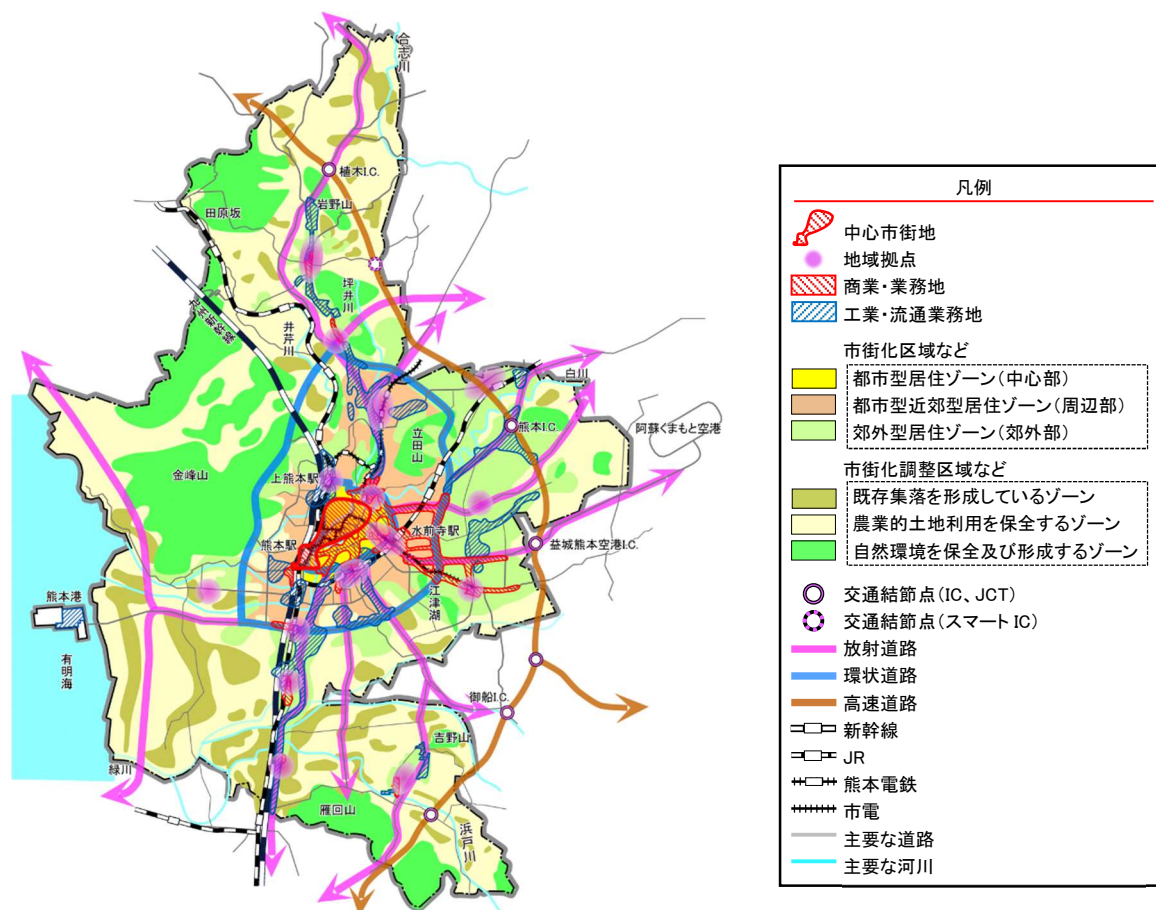
本市では、熊本城周辺から熊本駅に至る中心市街地を中心に、鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網を都市の骨格軸とし、それら骨格軸上に地域拠点※¹を配置し、地域拠点と中心市街地が連携した、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を将来の都市構造として掲げています。

中心部（内環状道路※²、ＪＲ線で囲まれた区域）については、熊本城、花畑町、通町など都市機能が集積した利便性の高い都市空間であり多くの人々が集うゾーンです。

周辺部（内環状道路、ＪＲ線で囲まれた区域を除く外環状道路※³に囲まれた区域※⁴）については、既存の商店街や公共施設が集積する拠点があり、暮らしやすい住宅地ゾーンを形成しています。

郊外部（外環状道路の外側の区域※⁵）については、良好でゆとりある住宅地が広がっており、幹線道路沿線には工業・流通機能と住宅等の土地利用が行われています。

また、市街化調整区域等では既存集落及び農業生産基盤並びに恵まれた自然環境が広がっており、森林などの自然環境ゾーンや農業ゾーンなどの緑が本市の市街地を取り囲んでいます。



※第2次熊本市都市計画マスタープラン（H29 修正版）から転載

図 0-2 土地利用の方針図

- ※1 商業、医療、金融などの都市機能を維持・確保し、周辺地域の核となる地区のこと
- ※2 市街地内の主要な交通拠点である熊本駅、上熊本駅及び水前寺駅間を結ぶ複数の路線から成る環状の道路
- ※3 東バイパス、北バイパス、植木バイパス（整備中）及び熊本西環状線（整備中）、熊本港線で構成される環状の道路
- ※4 ただし、第一種低層、第二種低層、第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域を除く
- ※5 ただし、※4 で除いた第一種低層、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域を含む

(3) 景観特性

～“どこにいても”自然・歴史・暮らしが感じられる都市～

本市では、山々や公園、街路樹の緑、河川、湧水地の水等の豊かで美しい自然、地域で継承される趣のある歴史文化、市民の暮らしや活動が、層のように重なった景観を至る所で目にすることができ、活力と賑わいを享受することができます。

このような、“どこにいても”自然・歴史・暮らしが感じられる環境が、熊本らしい景観の特性と言えます。景観特性の具体的な内容は次のとおりです。

①緑・水などの自然と一体化している都市

本市は、西部に金峰山、花岡山、本妙寺山、東部に立田山、託麻三山、南部の雁回山の緑に囲まれ、その背後に阿蘇山系、九州山系の山々に囲まれた盆地状の地形を形成しており、阿蘇から登る朝日や金峰山に沈む夕日は、多くの市民の記憶に残る風景となっています。その中に大きく広がる市街地においては、熊本城公園をはじめとする公園や街路樹等の緑と、白川、坪井川、井芹川等の河川が、都市景観にうるおいを与えています。

また、水前寺成趣園や水前寺江津湖公園、八景水谷公園等の美しい緑と水が調和する景観が広がるとともに、寺社等には大木や小さな湧水地が残されるなど、緑と水などの自然と一体化した景観を見ることができます。



江津湖から金峰山への眺望

②地域の歴史文化が継承された伝統ある都市

本市の中心市街地は、400 年前につくられた城下町の町割が、各時代に応じた土地利用の変遷を繰り返しながらも、大部分はそのままのかたちで受け継がれています。また、中心市街地の各所に歴史的建造物や史跡が残り、伝統的城下町の風情を感じることができます。

平成 28 年(2016 年)の熊本地震においては、熊本城をはじめとする歴史的建造物も甚大な被害を受けたものの、着実に復旧が進められており、その様子も見ることができます。

また、水前寺や川尻等中心市街地以外の市内各所においても、地域の歴史文化が継承された特徴的な景観が広がっています。



川尻のまち並み

③賑わいと活力を感じる熊本城を中心とした都市

加藤清正が城下町を築いて以来、一貫して熊本城を中心とした界隈が熊本の中心市街地であり、現在も主要な公共施設や商業業務施設が集積するとともに、活気ある商店街も形成されています。

また、国道3号や電車通り等の幹線道路を軸とした市街地の形状は、市民の中に根づいているものであり、熊本城を背景として走る市電の風景は、市民に馴染み深い熊本らしい景観の一つであると言えます。

令和3年（2021年）には、熊本駅周辺地域整備の完了、桜町・花畑周辺地区の完成など、新たな都市の顔となる景観が生み出され、さらなる賑わいと活力ある景観が生み出されています。



電車通りから熊本城への眺望

④暮らしに根付いた地域景観が広がる都市

郊外においては、中心市街地を中心に放射環状に広がる骨格軸上にある市民サービス機能が充実した地域拠点や、地域拠点周辺にある日常生活サービス機能を有する生活拠点が形成されており、住民の暮らしや生業の様子等、住民生活に根づいた地域景観が見られます。

さらに、市域の外縁部には、広がりのある田園や棚田、あるいは農地と集落が調和した集落地景観等、多様な農業景観を眺めることができます。これらは、人々の営みの中で育まれてきた原風景とも言える景観です。



健軍のまち並み